

一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月1日

土浦市長 安藤 真理子

1 入札対象工事	
工 事 番 号	令和7年度水給委第7号
工 事 件 名	新治浄・配水場外施設設備更新工事に伴う実施設計業務委託
工 事 場 所	土浦市大畑地内外
工 事 概 要	・新治浄・配水場監視計装設備更新工事詳細設計 一式 ・増圧機場増圧ポンプ更新工事詳細設計 一式 ・神立配水場緊急遮断弁外更新工事詳細設計 一式 ・既設設備撤去詳細設計 一式
工 期	令和8年3月20日まで
予 定 価 格	10,260,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	ア「くじ」により開札時に決定 イ 本委託の最低制限基本価格は、「(3)土木関係建設コンサルタント」として算出する。 （土浦市ホームページ内「競争入札における最低制限価格の設定について」参照）

2 競争参加資格 この工事の競争参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
(1) 入札参加資格	ア 令和7・8年度の土浦市における土木関係建設コンサルタント業にかかる競争入札参加資格の認定を受けていること。 イ 平成27年4月1日以降に国または地方公共団体等の公共機関から発注された、同種の業務の契約実績を有すること。ただし、業務が完了しているものに限る。
(2) 営業所の所在地	茨城県内に本店、支店、営業所等のいずれかを有すること。法人以外の場合は代表者が茨城県内に住民登録を有すること。
(3) 同時落札制限	なし
(4) 技術者の配置	管理技術者として技術士（「上水道部門：上水道及び工業用水道」またはRCCM「上水道及び工業用水道」）を配置できること。ただし、直接的な雇用関係にあるものとする。
(5) 共通事項	入札公告共通編による。（1参照）

3 設計図書等の閲覧	
閲覧期間・方法	入札公告共通編による（2参照）

4 質疑及び回答	
(1) 質疑受付期間	公告日から令和7年8月12日（火）午後5時まで
(2) 回答方法	令和7年8月14日（木）に土浦市ホームページに掲載する。
(3) 共通事項	入札公告共通編による（3参照）

5 入札方法等	
(1) 入札方法	電子入札システムによる入札
(2) 参加資格確認申請 受付期間	ア 受付開始 令和7年8月4日（月）午前9時 イ 受付締切 令和7年8月14日（木）午後5時 ※ 土日祝日を除く。
(3) 入札書の受付期間	ア 受付開始 令和7年8月15日（金）午前9時 イ 受付終了 令和7年8月26日（火）午後5時 ※ 土日祝日を除く。
(4) 入札時の添付書類	なし
(5) 共通事項	入札公告共通編による（5参照）

6 入札（開札）	
（１）入札（開札）日時	令和 7 年 8 月 2 8 日（木）午前 1 0 時 0 0 分
（２）入札（開札）場所	土浦市役所水道課（大町庁舎）

7 落札候補者の決定
入札公告共通編による。（ 9 参照）

8 落札者の決定	
（１）競争参加資格を証明する書類の提出	ア 個別公告に定める提出書類 ① 管理技術者（及び照査技術者）配置予定届 ② 管理技術者が、技術士「上下水道部門：上水道及び工業用水道」または R C C M「上水道及び工業用水道」の資格を有する者であることを証明する書類（資格者証の写し等） ③ 管理技術者を雇用していることを証明する書類（社会保険証の写し等） ④ 条件に該当する契約書の写しおよび業務が完了していることを証明する書類
（１）競争参加資格を証明する書類の提出	イ 提出書類・方法 入札公告共通編による（ 1 0 参照） FAX :029-823-8410 mail:suidou@city.tsuchiura.lg.jp
（２）落札者の決定方法	入札公告共通編による。（ 1 1 参照）

9 入札保証金及び契約保証金
入札公告共通編による。（ 1 2 参照）

1 0 支払条件	
（１）前金払、中間前金払	当該契約金額の 3 0 % 以内（請求にあたっては保証事業会社の保証を要する。）
（２）部分払	なし

1 1 その他	
（１）	入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、入札公告共通編によるものとする。入札公告共通編については、下記のアドレスに公告する。 URL https://www.city.tsuchiura.lg.jp/shigoto-sangyo/nyusatsu-keiyaku/ippankyosonyusatsukouku/page008517.html
（２）	契約にあたっては、契約書の作成を要する。
（３）	この工事は建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
（４）	契約締結後、コリンズの登録をすること。